

(緊急行動計画) 各協議会構成員への依頼・周知事項

■防災教育の促進【依頼】

文科省から各都道府県教育委員会等に対して、これまでの防災教育を点検するとともに、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働体制について見直す旨の通知がされています。(R1. 12. 5)

本通知を踏まえつつ、各学校や学校設置者に対して、水防法等に基づく取組（気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育、避難確保計画の作成等）を推進いただくよう、各構成員からの支援・助言をお願いします。

また、防災教育の取組に役立つ情報として、下記コンテンツの周知（活用）をお願いします。

- ・ 水災害からの避難訓練ガイドブック
http://www.mlitt.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000091.html
- ・ 防災教育ポータル
<http://www.mlitt.go.jp/river/bousai/education/index.html>

<参考資料>

- ① 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について

■浸水被害軽減地区の指定【周知】

令和2年度国土交通省税制改正において、「浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置」が創設されました。

特例措置は、洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定を受けた場合に、当該土地の所有者に対し、固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間（R2. 4. 1～R5. 3. 31）、課税標準を軽減する内容です。

水防管理者が浸水被害軽減地区指定を検討する際には、河川管理者において指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や浸水シミュレーションの時系列変化等について助言しますので、ご相談ください。

<参考資料>

- ② 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設

■ハザードマップの作成、周知【依頼】

第4次社会資本整備重点計画のKPIでは、最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村の割合を令和2年度までに100%とすることを目標としています。

<https://www.mlit.go.jp/common/001104250.pdf>

想定最大に対応したハザードマップ未策定市町村に対しては、ハザードマップ作成支援ツールを活用するなどして、早期のハザードマップの作成をお願いします。

なお、作成にあたっては、「ハザードマップ作成の手引き」や「ハザードマップ作成支援ツール」等をご活用ください。

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

<参考資料>

- ③洪水ハザードマップ公表状況図(R2.1)
- ④洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について

■共助の仕組みの強化【依頼】

厚労省から各都道府県福祉部局に対して、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について通知がされています。(H31.3.7)

下記について、引き続き、取組をお願いします。

- ・市町村の高齢者福祉部局に対して、今年度実施する減災対策協議会に関する資料等情報を共有
- ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置
- ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有

<参考資料>

- ⑤水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について

■要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援【依頼】

水防法第 15 条の 3 に基づき洪水時の避難確保計画の作成が義務付けられている施設の管理者等に対して、緊急行動計画で定められている令和 3 年度までに避難確保計画を作成し避難訓練を実施できるよう、施設管理者等への支援をお願いします。

なお、施設管理者向けの講習会開催にあたっては、講習会開催マニュアル等をご活用ください。

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/21_koshukai_manual.pdf

< 参考資料 >

- ⑥要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

【緊急行動計画】各協議会構成員への周知項目に関する資料

目 次

- ① 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について 1
- ② 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税） 9
- ③ 関東地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況（令和2年1月元日時点） . 10
- ④ 水害ハザードマップ作成の引き 11
- ⑤ 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について 14
- ⑥ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要 16

写

元教参学第 31 号
令和元年 12 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 校の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校主幹課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好



(印影印刷)

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）

自然災害対応における児童生徒等の安全確保については、格段の御尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

我が国においては、気象災害、地震災害、火山災害など様々な自然災害が発生しており、今後も、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念されております。児童生徒等の命を守り抜くためには、これまで以上の学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が必要です。

また、報道等で御承知のとおり、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、10 月 10 日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定したところです。

こうしたことを踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、下記の事項を十分留意の上、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働の体制等について見直しをお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学

校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 学校保健安全法に基づく取組について

(1) 学校における取組

①学校安全計画の策定・見直し

学校安全計画は学校保健安全法（以下「法」という。）第 27 条により、各学校が策定することが義務付けられております。各学校においては、必ず策定するとともに、年間を通じた取組で得られた成果・課題を踏まえて定期的に見直しを行ってください。

学校安全計画の策定例については、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』に記載しておりますので、各学校は、これを参考に、策定及び見直しをお願いします。

各学校においては、学校安全計画を基に、安全教育、安全管理等を組織的に実施していただきますようお願いします。

（参考）学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

②実践的な防災教育の実施

防災を含む安全に関する教育については、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。その際、学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育を推進することが求められます。

また、学校は日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から防災教育を推進することが必要です。

さらに、防災教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習など、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要です。加えて、保護

者参観日に防災の学習を行ったり、地域の避難訓練に児童生徒等が積極的に関わったりするなど、学校と家庭や地域が連携した防災教育を実施することも重要です。

各学校においては、学校安全計画の見直しにおいて、こうした防災教育についても取り入れるよう検討をお願いします。

(参考)

- ・小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）解説 総則編
- ・中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）解説 総則編
- ・学校安全ポータルサイト

③危機管理マニュアルの作成・見直し

学校は、法第 29 条により、危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成することが義務付けられています。各学校においては、必ず作成するとともに、防災避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適時見直しを行ってください。作成及び見直しにおいては、下記に示す資料を参考に、特に次のポイント等に留意してください。

- ・学校における危険発生時の役割分担が明確になっているか。
- ・学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件から危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか。
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路の設定をしているか。
- ・事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、各段階において取るべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応できるものとなっているか。
- ・安全教育・安全管理のいずれか一方のみでは児童生徒等の安全確保の実現は難しいことから、安全教育と安全管理の一体的な活動が展開できる内容になっているか。

(参考)

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引

④学校環境の安全の確保

法第 28 条により、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。各学校においては、該当する事項があると認められた場合には、必要な措置の実施又は設置者への申出をお願いします。

(2) 学校設置者における取組

学校の設置者は、法第 26 条により、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び児童生徒等に危険等が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしています。

各設置者においては、設置する学校の学校安全計画、危機管理マニュアルの内容を定期的に点検し、必要に応じて指導・助言をしていただくようお願いいたします。

また、法第 28 条により、校長は、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合で、その改善を図るために必要な措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。設置する学校の校長から申出があった場合は、その内容を確認し、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

さらに、都道府県・市町村教育委員会は、教職員の職務内容に応じた研修を実施し、特に校長、教頭などの管理職における、平常時及び緊急時のそれぞれに求められる資質・能力の向上を図るようお願いいたします。

2. 水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組について

(1) 学校における取組

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害（洪水・高潮）の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が懸念されます。このことから、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるようお願いいたします。

また、要配慮者利用施設（水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「要配慮者利用施設」をいう。）又は避難促進施設（津波防災地域づくりに関する法律に規定する「避難促進施設」をいう。）に該当する学校は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、当該学校については、危機管理マニュアルに上記に関する必要関係事項を記載するようお願いいたします。

要配慮者利用施設または避難促進施設として地域防災計画に定められていない学校においても、中小河川等に隣接する場合や津波による浸水が想定される場合においては、その想定等を超える災害が発生することに備えた検討を行い、児童生徒等の命を守るための適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ

(2) 学校設置者における取組

地震・津波・気象災害が生ずれば地域全体に被害をもたらすことから、学校のみで対応を図ることは困難であり、学校防災については、災害や防災に関する最新の知見に基づく対応を進める必要があり、こうした災害への対策については、学校設置者が事前・発生時・事後の各段階で積極的に学校を支援するようお願いします。

その際、防災部局とも連携し、防災の取組、災害発生時の学校の安全の取組を進めていただきますようお願いします。

各設置者におかれては、設置する学校が所在する地域のハザードマップの確認や、設置する学校が浸水想定区域（水防法第15条第1項第4号に規定する「浸水想定区域」をいう。）、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」をいう。）、津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条に規定する「津波災害警戒区域」をいう。）に所在しているかどうかを確認してください。これらの区域に所在している学校がある場合には、当該学校に対し、避難確保計画（水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2、津波防災地域づくり法第71条に規定する「避難確保計画」をいう。）を作成することを指導・助言してください。

3. 家庭、地域、関係機関との連携・協働について

自然災害は、児童生徒等が学校にいる時間帯のみならず、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があることから、家庭、地域、関係機関等が連携・協働できるような体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが重要です。例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している場合、地域と連携・協働した防災の取組についても協議し、地域学校協働本部と協働して防災教育を行うことや地域の防災訓練と合同で避難訓練を行う等の取組を行うことが考えられます。また、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考に、学校、地域、関係機関が一体となった組織的な学校安全の取組を行うことも有効です。

また、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画及び危機管理マニュアルに基づき協力体制を整備することが重要です。地域の実情に応じ、適宜、家庭、地域住民とも連携した防災の取組を進めていただきますようお願いします。

(参考)

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びのみらい」ウェブサイト）
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）

(参考) 関係条文

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(参考) 学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況 (平成 27 年度)

	学校安全計画を策定している 学校の割合	危機管理マニュアルを作成して いる学校の割合
公立学校	99.9%	99.9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98.5%	100%
計	96.5%	97.2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園が含まれる。

(出所) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成 27 年度実績)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

(参考) 参考資料リンク集

- ・学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm
学校安全計画作成例は付録 (126 ページ～) に記載されています。
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 63 号) 解説 総則編
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf
防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (224 ページ～) に記載されています。
- ・中学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 64 号) 解説 総則編
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf
防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (240 ページ～) に記載されています。
- ・学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
各都道府県のような防災教育の実践が掲載されております。
- ・学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf
- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について (通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067.htm
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト）
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）
<http://nmssc.osaka-kyoiku.ac.jp/sps>

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線 2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp

浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設(固定資産税・都市計画税)

洪水浸水想定区域内において、浸水の拡大の抑制を図るために、浸水被害軽減地区に指定した土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全は、浸水被害軽減に有効。
- 平成29年の法改正以降、指定促進の取組を行っているが、浸水被害軽減地区に指定しようとする範囲の全ての地権者からの同意が必要であることから指定が進んでいない。
(令和元年8月末時点で指定は1箇所のみ)
- 与益者(地権者)と受益者(浸水想定区域内の住民)が異なるため、浸水被害軽減地区への指定と引き替えに与益者に対してインセンティブを与える必要。

【福東輪中 平成30年3月指定】



要望の結果

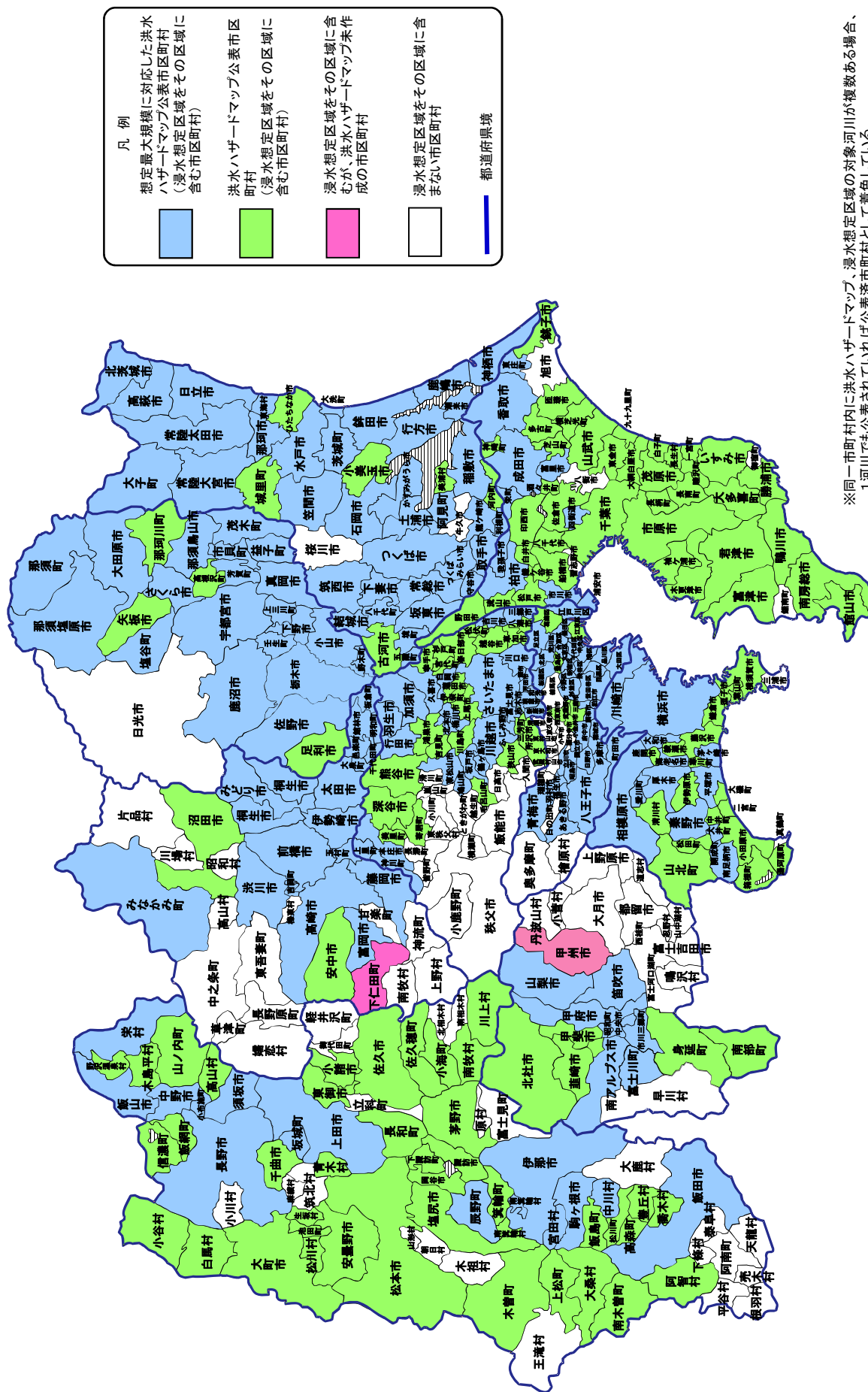
特例措置の内容

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法(第15条の6)に基づき浸水被害軽減地区として指定を受けた場合に、当該土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準: 2/3)

結果

3年間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)の特例措置を創設する。

関東地方整備局管内の洪水ハザードマップ公表状況(令和2年1月元日時点)



※同一市区町村内に洪水ハザードマップ、浸水想定区域の対象河川が複数ある場合、1河川でも公表されていれば公表済市区町村として着色している

※白抜きの市区町村については、今後の検討により浸水想定区域に含まれる場合がある。

水害ハザードマップ作成の手引き

～効果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

背景

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において「**早期の立ち退き避難が必要な区域**」を検討し、これを水害ハザードマップに明示するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた「**住民目線の水害ハザードマップ**」となるよう、「**災害発生前にしっかりと勉強する場面**」、「**災害時に緊急的に確認する場面**」を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップのあり方
- 1.2 水害ハザードマップの構成
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての基本事項の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの作成方法

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの公表・活用方法

- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特長に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

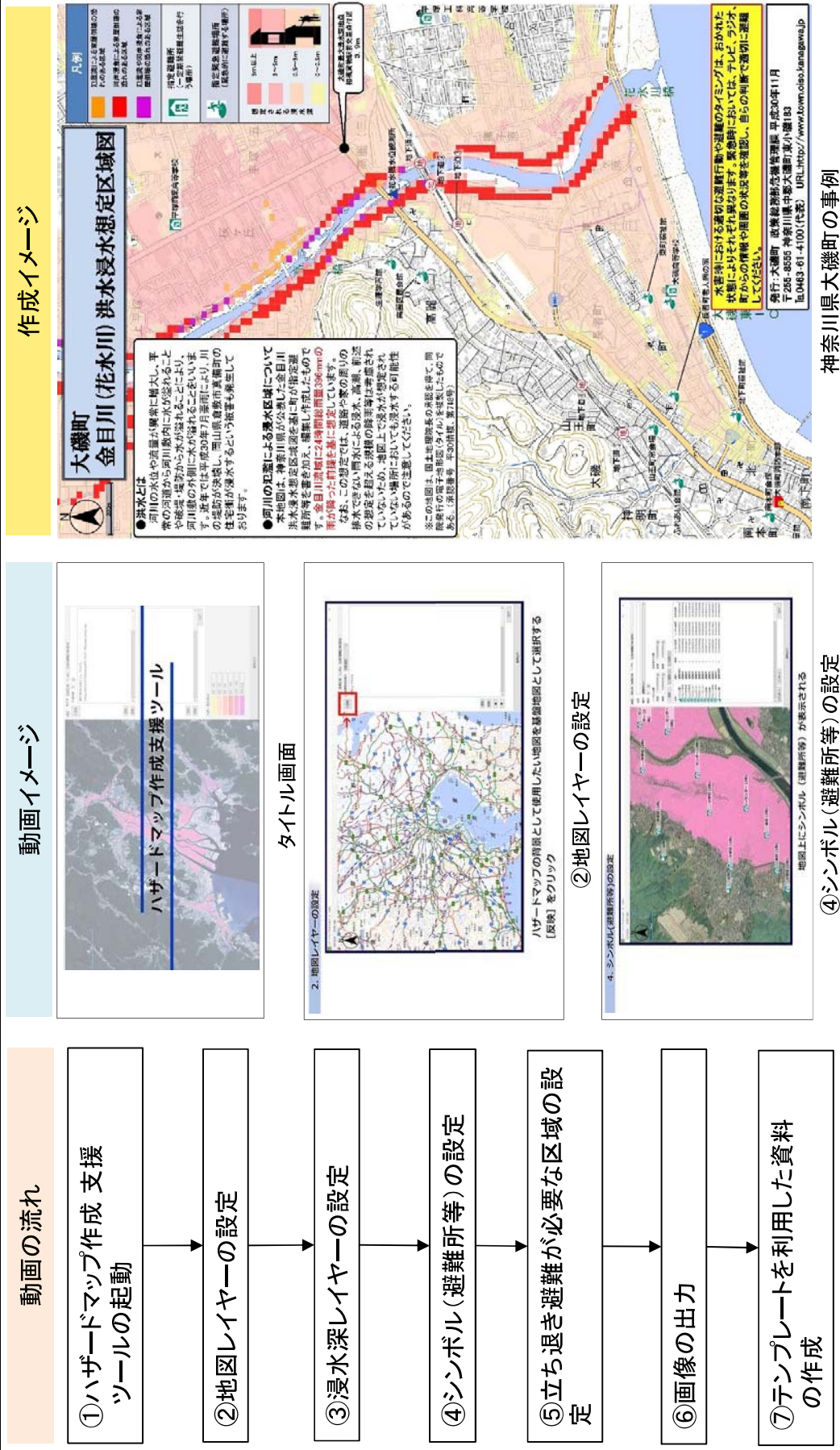
水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習画面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表 (https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明



老振発 0307 第 1 号
国 水 環 第 195 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公 印 省 略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組*の実施及びその状況を共有する

※取組例

- 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 桜井（内線 3982）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-5292-7894

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峰（内線 35453）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会の概要

■ 避難確保計画作成講習会とは

- 水防法第15条の3に基づき洪水時等の避難確保計画の作成が義務づけられている施設の管理者等に、避難確保計画の作成方法を身につけていただくための講習会です。
- 講習会は地方公共団体が開催することを想定しています。

■ 講習会開催マニュアルの改訂

- 国土交通省では、平成30年3月に「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成しました。これを踏まえて平成30年度には、全国12市町で先行的に講習会が開催されました。
- 令和元年5月には、先行的に開催した12市町の講習会で得られた知見を改めてとりまとめ、「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた開催マニュアル」として、マニュアルを改訂しました。
- 新しいマニュアルは、講習会で活用できる**資料のフォーマット等を「活用ツール」としてまとめて拡充したほか、講習会を開催する地方公共団体のニーズに合わせて、「基本方式」、「実践方式」、「簡易方式」の3つの方式から講習会の開催方式を選択できる**ようになっています。

	開催方式の概要	実施状況
① 基本方式	【概要】「前期：座学講習会」と「後期：ワールドカフェ方式のワークショップ」を組み合わせることで、参加者の理解の深化を図り、計画の作成や充実を促進する方式です。 【前期】座学講習会の概要 - 地域の水害リスクに関する情報や防災情報等、避難確保計画作成に関わる基本的な知識等に関する講義と計画の検討の進め方や作成方法について解説します。 【後期】ワールドカフェ方式のワークショップの概要 - 前期講習会での知見を踏まえて避難確保計画の検討を行った施設が、経験や知見、課題等に関する意見交換を行い、避難確保計画作成に関する様々な気づきや工夫等を共有します。これにより、避難確保計画の完成促進や充実等を図ります。	←前期：座学による様式の説明  後期：参加者による意見交換→（ワールドカフェ） 
② 実践方式	【概要】避難確保計画の各種様式のうち、重点ポイントとする様式について詳細に解説し、講習会当日の会場内で、一部様式の検討や作成を行う方式です。 - 参加者は、講習会当日に重点ポイントについて、説明者の解説を聞きながら実際に計画を検討します。 - 重点ポイント以外については、概要説明を行い、各施設に持ち帰って検討していただきます。	 ＜避難経路図の作成支援＞ 
③ 簡易方式	【概要】座学のための講習会とし、避難確保計画作成に係る防災情報等の全体的な知識に関する講義と避難確保計画の「様式の作成方法」の解説に重点を置く方式です。 - 参加者は、講習会での知見を踏まえ、各施設に持ち帰って避難確保計画の作成を進めます。 - 資料準備や講習会当日の運営等において、開催主体となる自治体の負担が最も少ない方式です。	 ＜座学による様式説明＞

■ 講習会の効果

平成29年度 三重県津市で試行的に実施

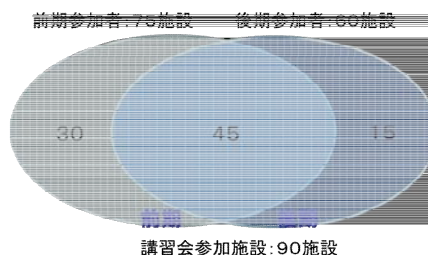
合計90施設の管理者等が講習会に参加し、全ての施設から計画が提出された。

平成30年度 全国12市町で実施

講習会に参加した施設の6割～9割の施設から、講習会後3ヶ月以内に計画が提出された(※)。

(※)平成30年12月までに講習会を実施した市町について集計

平成29年度 三重県津市での講習会の参加者



講習会開催に向けた対応スケジュール

◇講習会開催までの基本的な準備期間は1～2ヶ月程度が目安です。

◇基本的な対応項目は以下のとおりとなります。

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| □ 講習会方式及び講演者の決定 | 【開催方式(基本方式/実践方式/簡易方式)や有識者等の決定】 |
| □ 対象施設の整理 | 【地域防災計画に位置付けのある施設リストの更新】 |
| □ 講習会の開催日時の確定と会場の確保 | 【参加施設数に応じて判断】 |
| □ 開催通知案内の送付 | 【作成済みフォーマットに日時や会場情報を反映】 |
| □ 参加申し込みの対応 | 【リスト整理とリマインド】 |
| □ 事前配付資料の送付 | 【講習会の参考資料等を必要に応じて事前送付】 |
| □ 事前準備(備品等の準備) | 【講習会に必要な備品の準備】 |
| □ 講習会資料の作成 | 【作成済みフォーマットに市町村固有の防災情報等を反映】 |
| □ 講習会当日の対応 | 【会場設営や資料説明】 |
| □ 講習会後の対応 | 【計画の受領・確認・リマインド、不参加施設対応等】 |

